

遠賀町

概要版

都市計画マスタープラン

令和8年3月【改定】

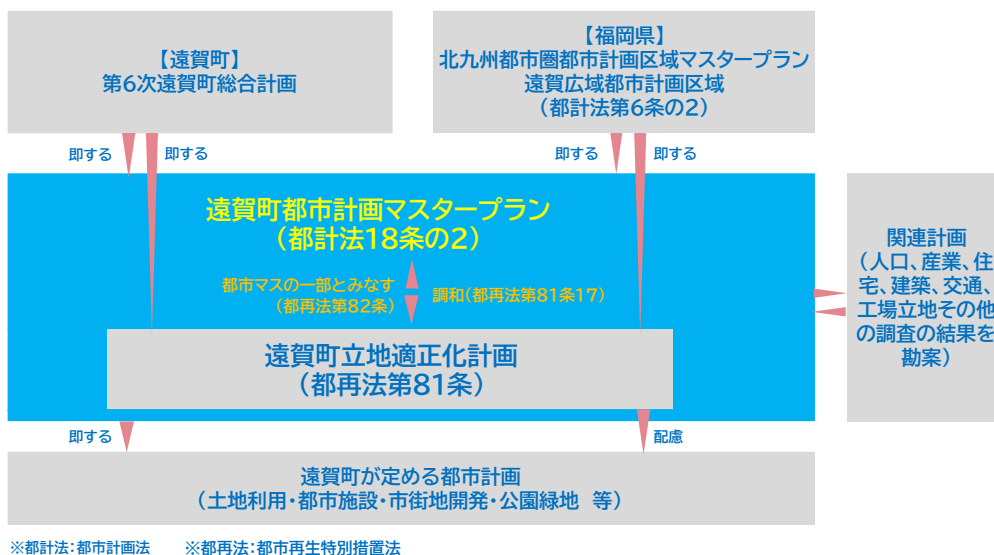
1.1 都市計画マスタープランとは

市町村マスタープラン(都市計画法第18条の2)は、都市計画区域マスタープラン(都市計画法第6条の2)に即し、各市町村の区域を対象として、町民に最も身近な地方公共団体である市町村が、その創意工夫の下に町民の意見を反映し、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべき市街地像を示すとともに、地域別の整備課題に応じた整備方針、地域の都市生活、経済活動等を支える諸施設の計画等をきめ細かくかつ総合的に定め、市町村自らが定める都市計画の方針として定めるものです。

1.2 都市計画マスタープランの位置づけ

遠賀町都市計画マスタープラン(都市計画法第18条の2)(以下、本計画という。)は、第6次遠賀町総合計画及び福岡県の定める北九州都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画法第6条の2)に即して策定するとともに遠賀町立地適正化計画と調和させる必要があります。

本計画の位置づけ及び策定にあたっての本町の関連計画との関係は以下のようになります。



(1) 計画期間

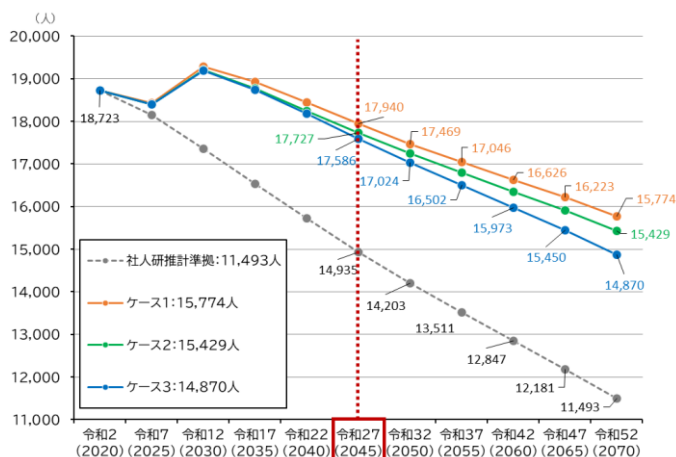
●計画期間

令和8(2026)年度 → 令和27(2045)年度

1.3 将来フレーム

●目標年度 令和27(2045)年 → **18,000人**

「第3期遠賀町総合戦略」(令和7年3月)の「人口の将来展望」の推定値を参考に設定



◆人口の将来展望

2.1 まちづくりの理念・目標

本町におけるまちづくりの理念

「北九州都市圏 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」「第6次遠賀町総合計画」「前遠賀町都市計画マスタープラン」のまちづくりの理念を受け継ぎつつ、「遠賀町立地適正化計画」の基本理念を踏まえ、本町では、以下を目指します。

「安全で 健やかに 住み続けることのできる 生活都市」

ま ち づ く り の 目 標

(1) 人口減少と少子高齢化に対応した都市構造への転換

- 【1】コンパクト・プラス・ネットワークによるまちづくりの推進
- 【2】人口減少の抑制に向けた広域連携の推進
- 【3】自然環境との調和を図る持続可能な都市構造の形成

(2) 都市の活力の形成

- 【1】地域産業の振興と「働く場」の創出による経済基盤の強化
- 【2】広域連携を活かした圏域全体の活性化の推進
- 【3】人材の定着と交流促進による地域活力の再生

(3) 計画的・効率的な土地利用・市街地開発の推進

- 【1】地域のインフラ整備状況や生活圏の広がり、自然環境との調和、防災機能等を踏まえたバランスの取れた土地利用
- 【2】安全・安心で快適な住環境の形成
- 【3】空き家・空き地の抑制、地域の特徴を活かした官民連携のまちづくり

(4) 誰もが移動しやすく環境にやさしい道路・交通の形成

- 【1】将来を見据えた道路整備と都市基盤の向上
- 【2】地域を支える公共交通の維持・充実
- 【3】バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進による交通環境の改善
- 【4】環境にやさしい交通施策の推進

(5) 持続可能な開発目標(SDGs)に向けた取組・自然環境保全の推進

- 【1】自然環境の保全と活用の推進
- 【2】脱炭素社会の実現に資する都市構造の転換
- 【3】地域循環共生圏の形成とSDGsの推進

(6) 都市の魅力や個性の発揮

- 【1】地域資源を活かした景観と都市空間の形成
- 【2】文化財の保護と地域文化の継承・発信
- 【3】地域主体の活動と連携したまちづくりの推進

(7) 自然災害への対応

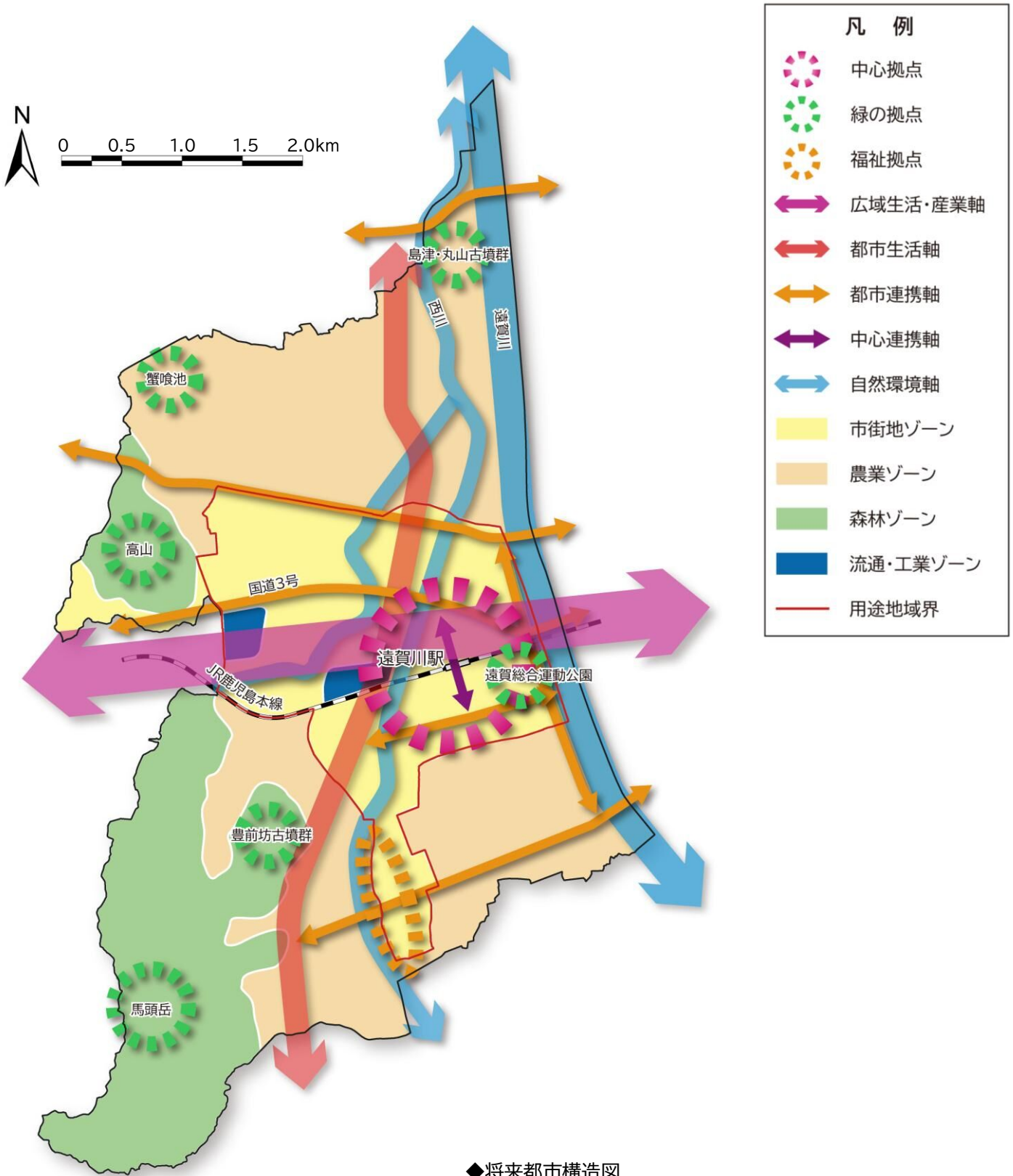
- 【1】効率的で防災性に優れた都市構造への転換
- 【2】防災インフラの整備
- 【3】地域の防災・防犯力の向上

(8) 町民・事業者・行政による協働のまちづくり

- 【1】地域資源の活用や課題解決に参画できる仕組みづくり
- 【2】地域の実情や町民ニーズを反映した計画づくり
- 【3】協働を継続的に行う体制を構築
- 【4】外国人労働者の増加等を背景とした多文化共生

2.2 将来都市構造

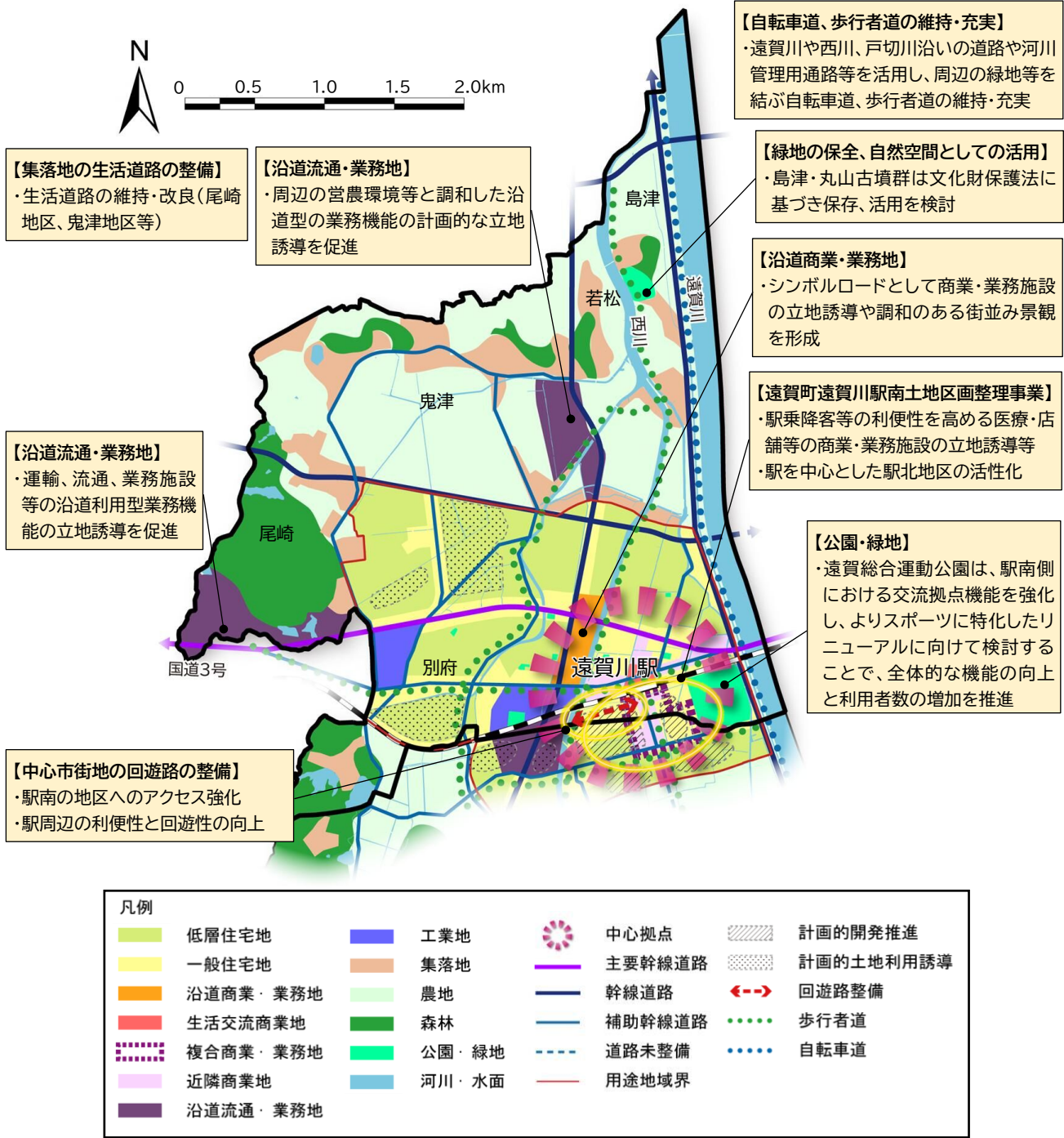
●中心拠点、緑の拠点、福祉拠点等の機能に応じた拠点、広域生活・産業軸、都市生活軸、都市連携軸、中心連携軸、自然環境軸及び市街地ゾーン、農業ゾーン、森林ゾーン、流通・工業ゾーン等の機能配置となるゾーンにより、将来都市構造を形成します。



3.1 遠賀北地域

地域の将来像とまちづくりの方針

駅南北のにぎわいの創出と 農地の緑と川にふれあえる暮らしのまちづくり

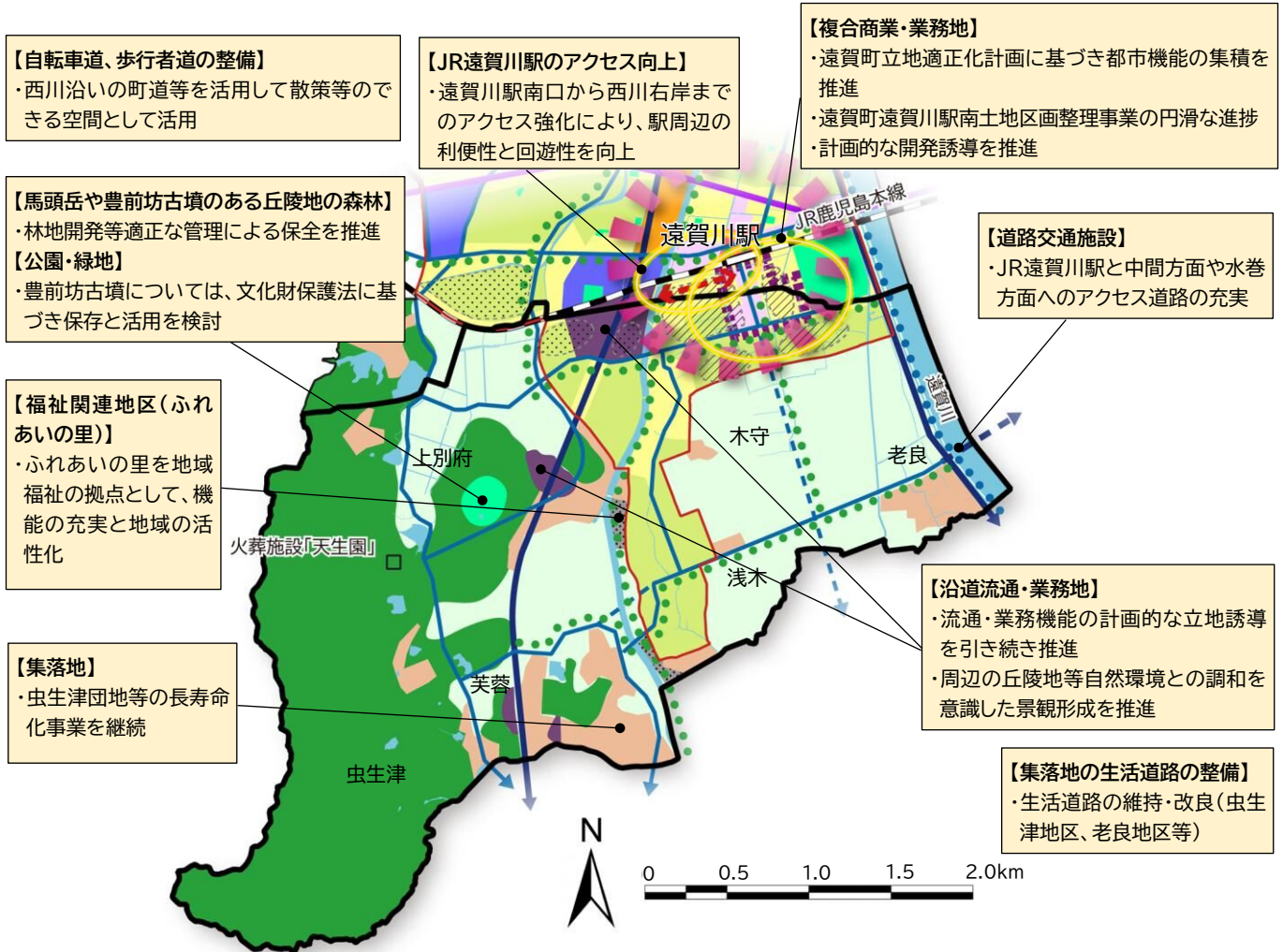


◆遠賀北地域構想図

3.2 遠賀南地域

地域の将来像とまちづくりの方針

駅南北の連携による駅周辺の魅力の創出と 丘陵地、田園と川の身近な暮らしのまちづくり



凡例			
	低層住宅地		工業地
	一般住宅地		集落地
	沿道商業・業務地		農地
	生活交流商業地		森林
	複合商業・業務地		公園・緑地
	近隣商業地		河川・水面
	沿道流通・業務地		中心拠点
	福祉関連地区		主要幹線道路
			幹線道路
			補助幹線道路
			道路未整備
			用途地域界
			計画的開発推進
			計画的土地利用誘導
			回遊路整備
			歩行者道
			自転車道
			火葬場

◆遠賀南地域構想図

4.1 都市計画の推進方策

●推進する施策

【1】遠賀町立地適正化計画との整合と推進

・遠賀町立地適正化計画及び防災指針と整合を図り、持続的に成長する生活都市の達成を目指します。

【2】土地利用の方針に関する施策

・必要に応じて用途地域の見直しについて検討します。また、地区計画制度を活用し、きめ細やかなまちづくりを推進します。

【3】都市施設の方針に関する施策

・都市構造を形成する交通施設、公園・緑地、下水道、火葬場等の都市施設を有効活用し、生活都市としての質を確保します。

【4】景観形成の方針に関する施策

・遠賀町美しいまちづくり基本計画を基軸とし、個性豊かなまちづくりを推進します。

【5】都市防災の方針に関する施策

・遠賀町地域防災計画、遠賀町立地適正化計画防災指針等に準拠して災害に強いまちづくりを計画的に進めます。

●まちづくりの推進手法

【1】まちづくりの推進体制

町民、事業者、行政等の協働による取組みを強化し、それぞれが役割分担しながら、地域課題の解決に向けてまちづくりを進めます。

【2】情報発信

本町が策定するシティプロモーション戦略に基づき、SNS 等の手段を通じて、より効果的な町の PR を実施します。本町ならではの特徴や魅力を積極的に発信し、定住・移住を考えている人や観光等で来訪する人等に対し、町の定住・移住支援内容やキャッチコピーをはじめとする魅力や強みを PR します。



◆遠賀町遠賀川駅南土地区画整理事業の将来イメージ